

古物商業人同志の取引に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年一月二十七日

小川友三

参議院議長 松平恒雄 殿

古物商人同志の取引に關する質問主意書

一、古物商人が竹の子生活の多い今日素人より買入れてあるが其の店舗により賣れる品が賣れない品がある。るので古物商の免許のある人々のみが、交換会を開いて交換する事が全國に行われてあるが、縣によりこの交換会を許可制である所もあり届出制の縣もあるが、届出制が良く正しいと信ずるが政府の所見を問う。

一、古物商同志の交換会は数人程度にてやる行爲にて許可制度は無益であると思ふが政府の所見を問う、許可制の縣は許可の爲(ワイロ)を有形、無形取る爲にやつてある風聞が多く惡政の叫びが多いが如何。

右質問に對し答弁を要求する。